

議会議案第6号

改正貸金業法の早期完全施行等に関する意見書の提出について

改正貸金業法の早期完全施行等に関し、次のとおり意見書を提出する。

平成21年12月18日提出

提出者	鎌倉市議会議員	吉岡和江
賛成者	同上	三宅真里
	同上	山田直人
	同上	長嶋竜弘
	同上	西岡幸子
	同上	渡辺隆
	同上	渡邊昌一郎

## 改正貸金業法の早期完全施行等に関する意見書

深刻な多重債務問題を解決するため、出資法の上限金利の引き下げや収入の3分の1を超える過剰貸し付けの禁止(総量規制)などを含む改正貸金業法が、平成18年12月に成立し、平成22年6月までに完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、多重債務相談窓口の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育の強化を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。

さらに、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者及び自己破産者が減少するなど、着実にその成果を上げつつある。

一方で、一部には、消費者金融の成約率が下がっており、真に借りたい人が借りられなくなっている状況に対して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調も見られるが、これは、再び自己破産者、多重債務者及びそれによる自殺者の急増を招きかねないものである。

よって、国においては、多重債務問題の解決が喫緊の課題であることを踏まえ、下記の事項を早急に実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のための相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

鎌 倉 市 議 会